

2 食品ロスの削減に関する法制度・目標

食品リサイクル法の位置づけ



循環型社会形成の推進

循環型社会形成推進基本法
(基本的枠組み法)

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

食品リサイクル法

建設リサイクル法

自動車リサイクル法

小型家電リサイクル法

(取組の優先順位)

①発生抑制 (Reduce)

②再使用 (Reuse)

③再生利用 (Recycle)

④熱回収

⑤適正処分

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた残さ等の食品廃棄物等について、

①発生抑制と減量化による最終処分量の減少

②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用

についての基本方針を定め、食品関連事業者による取組を促進。

食品リサイクル法

食品リサイクル法の概要（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正〕）



○主務大臣による基本方針の策定 （令和7年3月）

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずべき措置

- ・食品の製造・加工過程…原材料の使用の合理化、賞味期限の年月表示化等及び延長
- ・食品の流通過程…食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程…食品の売れ残りを減少させるための工夫、納品期限の緩和及び発注の早期化
- ・食品の調理・食事の提供過程…調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫
- ・食品関連事業者全体…未利用食品等まだ食べることができる食品の提供 等

※情報の提供

- ・食品関連事業者全体…未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネットの利用その他の方法により提供 等

○再生利用等の促進②

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

食品リサイクル法における再生利用等の優先順位

- 食り法の基本方針では、**食品廃棄物等の発生抑制（フードバンクへの寄附等を含む）を最優先事項**として明記。
- 判断基準省令では、「食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること」と明記。さらに、食品廃棄物**多量発生事業者**に対し、**食品廃棄物の発生抑制の取組の遵守状況の報告**を課している。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（抜粋）

（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）

第一条

2 食品関連事業者は、次に定めるところにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

- ー 食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

（優先順位）



発生抑制

再生利用

熱回収等

焼却・埋立等

- 商慣習の見直し
- 消費者の行動変容
- フードバンク等への寄附 等

＜リサイクルの優先順位＞

- (1) 飼料化
- (2) 肥料化
- (3) きのご菌床
- (4) (1)～(3)以外（メタン化等）

食品リサイクル法基本方針における食品ロス削減の位置づけ



- ✓ 食品リサイクル法の基本方針では、食品ロスの削減を含めて食品廃棄物等の発生抑制が優先と位置づけ。その上で発生してしまったものについて、リサイクル等を推進。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和7年3月)



- ・ 事業系食品ロスの削減に関して、2000年度比で、2030年度までに6割減とする目標を設定。
- ・ 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下になるよう努力。
- ・ 様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。



<具体的な取組（食品関連事業者・消費者・地方公共団体・国が実施）>

- ✓ 納品期限の緩和などフードチェーン全体での商慣習の見直し
- ✓ 賞味期限の延長と年月表示化
- ✓ 食品廃棄物等の継続的な計量
- ✓ 食べきり運動の推進
- ✓ 小盛りメニューの導入や持ち帰り容器（ドギーバッグ）の導入（mottECO（モッテコ）運動の推進）
- ✓ フードバンク等への未利用食品等の寄附
- ✓ 食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、普及啓発等の推進

等



基本方針

I 発生抑制

1 事業系食品ロスの削減に係る目標について

- ・ 事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに5割減）を2022年度に達成したことを踏まえ、2000年度比で2030年度までに6割減とする目標を新たに設定。
- ・ 食品ロスの発生の可能性の押し付け合いにつながりかねないことなどを考慮に入れ、サプライチェーン全体の目標とする。

2 食品関連事業者の食品ロス削減の取組促進について

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずる。（省令改正）

- ・ 未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供しよう努めること。
- ・ 賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努めること。
- ・ 食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努めること。
- ・ 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和する及び発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努めること。

3 食品関連事業者の取組の開示強化について

- ・ 食品関連事業者は、未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネットの利用その他の方法により提供しよう努めることとする。（省令改正）
- ・ 国民にとってわかりやすい情報発信とするため、食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みを検討。
- ・ 検討に当たっては、取り扱っている食品の特性等により発生抑制や再生利用の実施しやすさが事業者ごとに異なる点に留意し、優良事業者の公表を基本的な方策とする。



基本方針

Ⅱ 再生利用等

1 再生利用等の実施率に係る目標について

- ・ 2029年度までの新たな目標を設定。食品製造業は95%、食品卸売業75%、食品小売業は65%、外食産業は50%とする。

2 再生利用等の推進施策について

食品関連事業者、特に直近の実績と2024年度目標の差が大きい食品卸売業及び外食産業の取組を推進するため、以下の取組を推進。

- ・ 食品循環資源は地域で循環されることが適していることから、再生利用等促進に当たっては、地方公共団体の役割が重要であるため、優良事例等の情報等を地方公共団体に提供することを通じ、関係者との連携を促進する。（自治体支援）
- ・ 特に年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者の再生利用等実施率が低いことから、事業者の意識向上のため、食品リサイクルに関する情報発信を強化する。（情報発信）
- ・ 登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、登録再生利用事業者制度の活用を促進する。（リサイクル事業者の確保）
- ・ 地方公共団体、食品関連事業者、再生利用事業者等との連携による食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた先進的取組の構築・横展開を行う。（関係者の連携強化）
- ・ 特に、再生利用等の取組が進んでいない外食産業においては、再生利用等の促進のため、優良事例の研究や食品循環資源の再生利用の意義、外食の発生抑制に係る取組事例等を内容とするマニュアルの普及や関係者との連携強化等を行う。（外食産業の取組）等

食品リサイクル法省令の改正概要（令和7年3月施行）



判断基準省令

発生の抑制に関する事項の改正

- ・ 未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供しよう努めること。
- ・ 賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努めること。
- ・ 食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努めること。
- ・ 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和する及び発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努めること。

情報の提供

- ・ 食品関連事業者は、未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネットの利用その他の方法により提供しよう努めることとする。

定期報告省令

報告書様式等の改正

- ・ 判断基準省令の改正に伴い、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の遵守状況のうち、食品廃棄物等の発生の抑制に関する取組の判断の基準となるべき事項を変更。
- ・ 未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量を記載するよう様式を変更。

事業系食品ロス削減に関する目標

【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに6割減（219万トン）

※食品リサイクル法の基本方針(2025年3月)において設定。

※起点となる2000年度は、食品リサイクル法成立の年度。

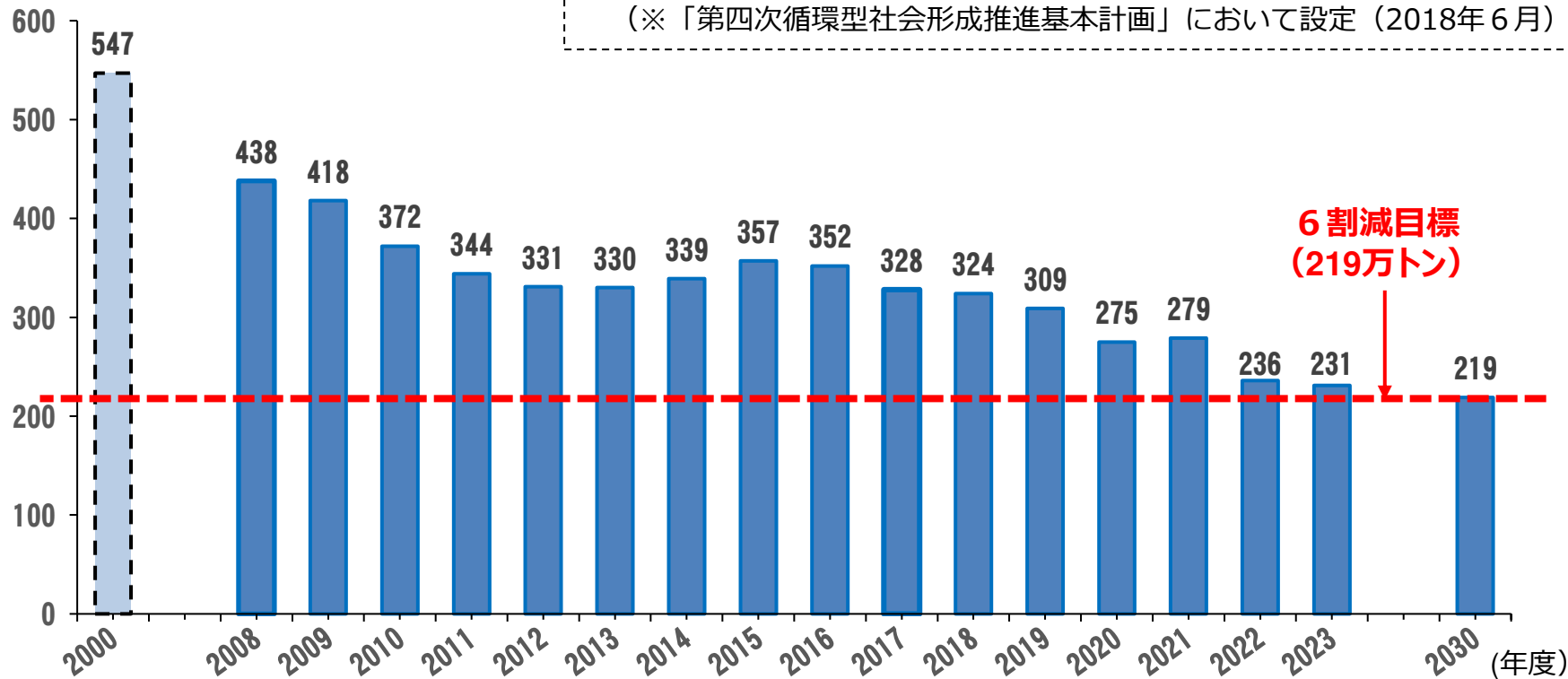
※食品リサイクル法の基本方針（2019年7月）において、2000年度比で2030年度までに半減とする目標を設定していたが、2022年度に前倒しで目標を達成。食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会の「食品リサイクル小委員会」等での議論の結果、上記目標に見直し。

事業系食品ロス量（万トン）

（参考）家庭系食品ロス

2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定

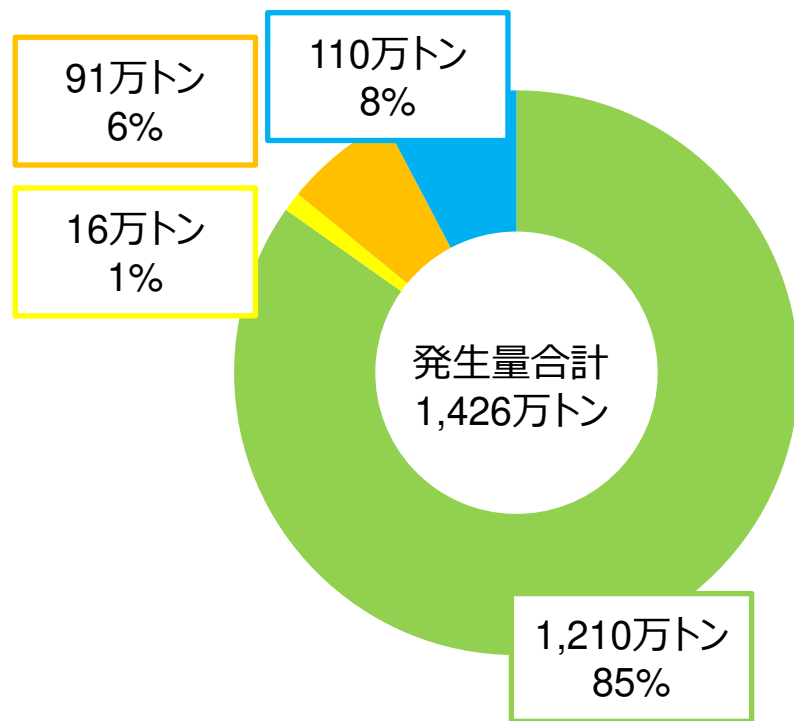
（※「第四次循環型社会形成推進基本計画」において設定（2018年6月））



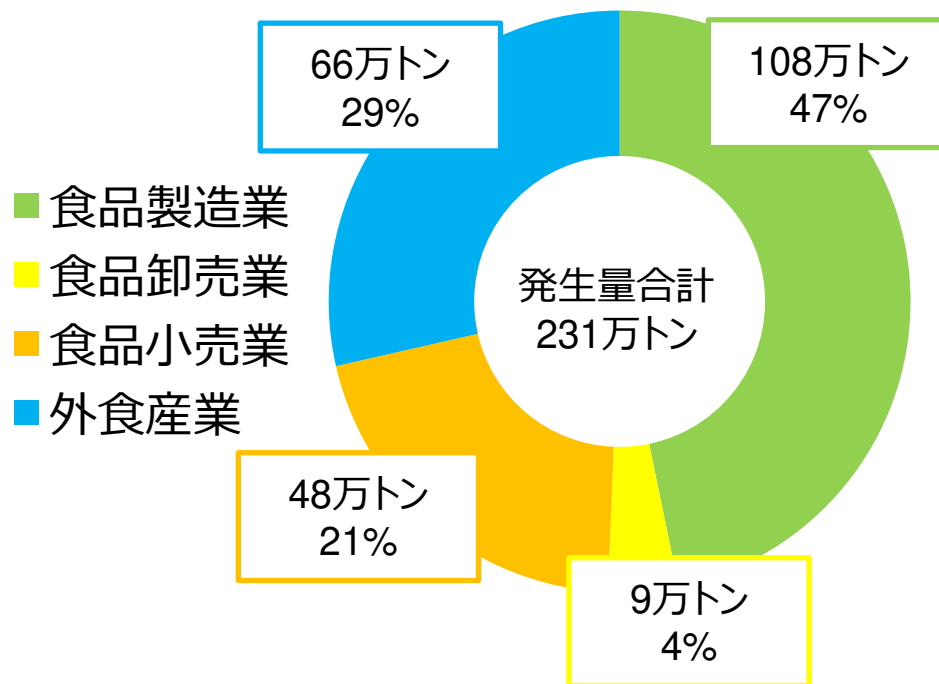
事業系の食品廃棄物等と食品ロスの発生量（令和5年度推計）

- ✓ 食品廃棄物等の発生量は、令和5年度で1,426万トンとなっており、このうち食品製造業が85%を占めている。
- ✓ 可食部の食品廃棄物等の発生量は231万トンとなっており、このうち食品製造業が47%、外食産業が28%を占めている。

①事業系食品廃棄物の業種別内訳



②事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

食品廃棄物等の基準発生原単位 (2024年度～2028年度)

- 発生抑制の実施が著しく低い企業を底上げし、業種全体での発生抑制に取り組めるようにするため定めることとされたもの。
- 定期報告の対象業種である75業種のうち、これまで35の業種で基準発生原単位を設定。

業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg／百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	コンビニエンスストア	44.1kg／百万円→ 41.8kg／百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg／百万円→ 101kg／百万円	麺類製造業	192kg／百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	170kg／百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg/t	豆腐・油揚げ製造業	2,005kg／百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	114kg／百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg／百万円	冷凍調理食品製造業	317kg／百万円	居酒屋等	114kg／百万円
水産練製品製造業	227kg／百万円	そう菜製造業	211kg／百万円	喫茶店	83.3kg／百万円
野菜漬物製造業	668kg／百万円→ 571kg／百万円	すし・弁当・調理パン製造業	177kg／百万円	ファーストフード店	83.3kg／百万円
味そ製造業	126kg／百万円→ 115kg／百万円	レトルト食品製造業	127kg／百万円	その他の飲食店	83.3kg／百万円
しょうゆ製造業	895kg／百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kg	持ち帰り・配達飲食サービス業 (給食事業を除く。)	154kg／百万円→ 141kg／百万円
ソース製造業	29.7kg／ t	食料・飲料卸売業 (飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg／百万円	給食事業	278kg/百万円
食酢製造業	252kg／百万円→ 155kg/百万円	各種食料品小売業	44.9kg／百万円→ 41.0kg／百万円	結婚式場業	0.826kg／人
パン製造業	166kg／百万円→ 165kg／百万円	食肉小売業 (卵・鳥肉を除く)	40.0kg／百万円→ 28.3kg／百万円	旅館業	0.570kg／人
菓子製造業	249kg/百万円	菓子・パン小売業	76.1kg／百万円		

食品ロス削減推進法

食品ロス削減推進法の概要（令和元年法律第19号）

前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日

※基本方針の閣議決定：令和2年3月31日
第2次基本方針の閣議決定：令和7年3月25日

基本方針等（第11条～第13条）

- 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置



○ 事業者の責務について（法第5条）

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

○ 関係者相互の連携及び協力（法第7条）

国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

○ 求められる役割と行動（第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定）

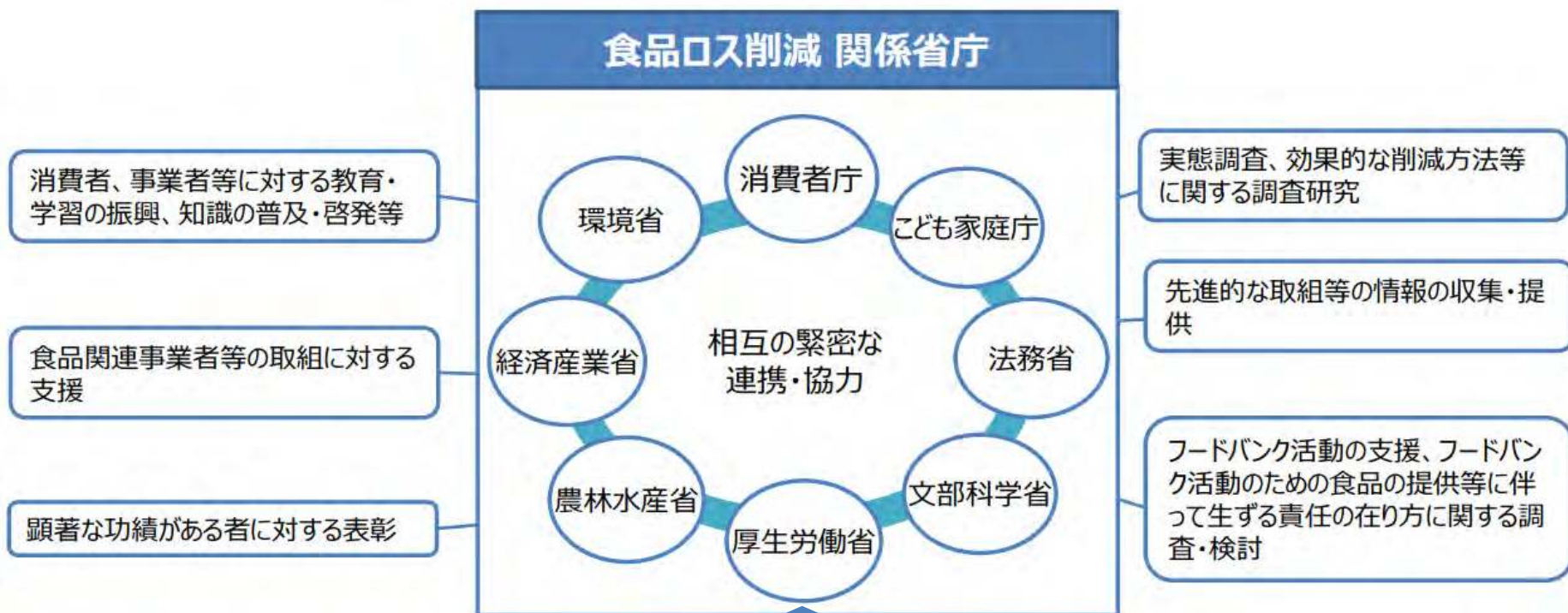
【農林漁業者・食品関連事業者】

（例）

- ・ 自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る
- ・ 規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用の促進
- ・ 納品期限（3分の1ルール）の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長
- ・ 季節商品の予約制等需要に応じた販売
- ・ 値引き・ポイント付与等による売り切り
- ・ 外食での小盛り・小分けメニュー等の導入、持ち帰りへの対応
- ・ フードバンク活動とその役割を認識し、積極的に未利用食品の提供を行う
- ・ 食品ロス削減に向けた取組内容等の積極的な開示
- ・ 食品ロス削減の活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。

食品ロス削減の推進に関する関係省庁の体制・取組

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、政府として、食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、食品ロス削減推進会議を設置・開催。



食品ロス削減推進会議

- ・ 構成員：関係大臣、有識者（業界団体、地方公共団体、学識経験者 など（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））
- ・ 食品ロスの削減の推進に関する基本方針の案の作成等を行う

※令和元年10月1日 法施行
令和2年3月31日 基本方針 閣議決定
令和5年12月22日 食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージとりまとめ
令和7年3月25日 第2次基本方針 閣議決定

